

のほうの一億枚を入れようと思われていらつしやる、あなたのお考えはいいですけれども、しかしそんなものをすぐに入れなければならぬという具体的な条件がはたしてあるかどうか、これがまず第一点なんです。

○赤城国務大臣 いまお話のような状況だと思えますけれども、生産者の手持ちというものはもう全然ない、問屋のほうに回つておる、こういうふうな関係だと思えます。でございませうから、私どもは緊急対策として入れても、生産者のほうにとつては打撃というものが少ないといひますか、ないといふふうな見方で、生産者の立場から入れてもよからう。しかし問題は、消費者の物価対策に關連する問題でございませうけれども、そういうものが入つたということによつて、いま手持ちが問屋にあつたといひましたけれども、その手持ちとともに、世間から見ますならばそういうものが市場に回る、こういうことに相ならうと思ひますので、物価対策に相当審与し得る、こういうふうな考へておられます。

○中村(時)委員 そうしますと、いま言つたように生産者のところにはないのですね。でさ上がり次第ほとんど問屋が買つておる。それで問屋のほうにはあるわけなんです。三十億枚というものがある程度消費者に回されたとしても、大多数のものはまだ問屋に残つておるわけなんです。ということは、反面からいへば思惑をやつておるということなんです。意識的に値を上げるといふことをやつておる。現実には手持ちを持つておる。しかも三十億枚に対してわずか一億枚というものをプラスアルファして、消費者価格というものがほんとうに下がるという自信を持つていらつしやいますか。

○赤城国務大臣 事務当局からお答えいたします。

○庄野政府委員 昨年の生産量が、非常に不作でございまして、大体私のほうで推定いたしておりますのは二十六億をちよつと上回る、こういう程度でございませう。それで三十七年度が大体三十九億、四十億をちよつと切つた、こういうふうな承知いたしてございませう。それで大体十三億程度の減産になつておる状況でございませう。それで地区的には全然とれない、千葉あたりではとれないところもございませうが、大体全国平均で十三億程度が前年に比べて減産になつておる程度でございませう。それでノリの生産地の取引は、大体三月ごろまで共同販売に乗るものが大部分でございませうが、終わつております。愛知は三月の中旬で取引が済んでおるという状態で、先生御承知のように入、流通機構には相当程度乗つておるわけでありまして、大臣からお話がありましたように、生産者の手持ち在庫というものがほとんどないといふことでございませう。それで御指摘のように入、二十六億枚のうち、相当程度が流通機構にあるわけでございますが、生産地価格も上がつておるわけですが、それから最近におきまます消費地価格、いわゆる小売り価格というものが、三十八年は大体中級のもので十枚当たりが百二、三十円したものが、ことしは百三十五円から百五十円、こういうふうに入に小売り値段も最近非常に上がつてきておるわけなんです。これはやはり生産地における生産者価格の非常な強気というものが反映しておるわけでありまして、必ずしも流通機構が買い占めてつり上げておる、こうばかりは言えないと思ひます。やはり生産者価格も非常に上がつておるわけでございます。その点から消費地価格が上がるわけでございます。こういうことでもございませう。それでわれわれもいたしましても緊急輸入という問題は、これは初めから相当問題があつたわけでございますが、生産者対策に影響があるといふことと、それから大臣からお話がありましたような、天災融資法を發動したあとにおいてやるべきではないかといふこと、それから生産者に在庫がない、それからこれだけふえることは消費者の品不足といふものの緩和には役立つだろうといふことで、消費者対策にもなるというふうな考へたわけでありませう。

○中村(時)委員 水産庁の長官に前もつて断つておかなければならぬ。時間がないので、私の聞いているのは、一億枚を入れたら、あなた方は消費者価格というものがほんとうに安定をし、ある程度価格というものが押さえることができるかといふことを一言聞いただけなんです。それを余分なことを言われる。だからあなた達は心臓が強いので、最初から注意していたのだが、その点ひとつあとの答弁でもはつきりさしておいてもらいたいと思つておるわけなんです。

○中村(時)委員 ちよつといまのはわかつたようなわからないような御答弁なんです。いま言つた通常の一億枚として最初に入れて、それから後にまたものを考へるといふお考えなのか、それともそうでなく、通常の一億枚は一億枚で確保しておいて、あとから別に一億枚入れるのだ、こういうお考えなのか、どつちなのですか。これは大事なところなので、明確に……。

か、どつちなのですか。これは大事なところなので、明確に……。

○赤城国務大臣 私は通常のものをつり上げてと初めは考へたのですが、通常のものには通常の時期がありますから、通常のほかに一億というものを緊急輸入しようか、それすると都合一億プラス一億、量でいへばそういうことになりませう。

○中村(時)委員 どうも言ひにくそうなものの方ですけれども、きめられておる一億はまだ入つていないので、なぜ通常の一億を先に入れて、またその上に乗つて、秩序を乱さないようにきちつとして、その上でみんな相談するといふのなら話は別です。ところがいきなり一億だけ特別に入れて、そしてそれでカムフラージュするから、くさいにおいが出てくる。くさいものは問題としてやはり取り上げざるを得ないということになつてくるのですが、そこらところは大臣のよきな賢明な人がどういふ理由で——常識で考へまして、通常の一億を入れておいて、それから話が出るというのをおいて、それはだれだつて納得します。先の考へ方でいつておるなら、私どもも納得します。ところがそうじゃなくして、その通常の一億はわしは知らぬぞ、この一億は別だといふようなことになつたら、国会の決議をはじめ、法案にもあつて問題が出てきますが、そういう問題にからましてみて、一体どういふお考えなのか、私どもには不可解なものが出てくるのです。大臣自身のお考えが、その一億は通常のものにちやんとするのだといふことになれば、これはまた話は全然別になつてきます。だから、そこらところは明確

て、必ずしも流通機構が買い占めてつり上げておる、こうばかりは言えないと思ひます。やはり生産者価格も非常に上がつておるわけでございます。その点から消費地価格が上がるわけでございます。こういうことでもございませう。それでわれわれもいたしましても緊急輸入という問題は、これは初めから相当問題があつたわけでございますが、生産者対策に影響があるといふことと、それから大臣からお話がありましたような、天災融資法を發動したあとにおいてやるべきではないかといふこと、それから生産者に在庫がない、それからこれだけふえることは消費者の品不足といふものの緩和には役立つだろうといふことで、消費者対策にもなるというふうな考へたわけでありませう。

○中村(時)委員 水産庁の長官に前もつて断つておかなければならぬ。時間がないので、私の聞いているのは、一億枚を入れたら、あなた方は消費者価格というものがほんとうに安定をし、ある程度価格というものが押さえることができるかといふことを一言聞いただけなんです。それを余分なことを言われる。だからあなた達は心臓が強いので、最初から注意していたのだが、その点ひとつあとの答弁でもはつきりさしておいてもらいたいと思つておるわけなんです。

○中村(時)委員 ちよつといまのはわかつたようなわからないような御答弁なんです。いま言つた通常の一億枚として最初に入れて、それから後にまたものを考へるといふお考えなのか、それともそうでなく、通常の一億枚は一億枚で確保しておいて、あとから別に一億枚入れるのだ、こういうお考えなのか、どつちなのですか。これは大事なところなので、明確に……。

か、どつちなのですか。これは大事なところなので、明確に……。

かろうという考え方を基本に持つていらつしやる、こうおつしやる。そうすると通産当局は当然そのこと自身は、知つていなくちやならぬわけです。もう一月、三月にはや閣議でそういうことが出ているのだから、あなたの方のところにいろいろな陳情がきておるのだから、それでしよう。日本では私は名前を一つ言いましようか。白子商會を通じてきています。そういうものと組んでいろいろな方向をとつておる。一々人の名前を言えと言つたら言つてあげますよ。あなた自身が知っているから言わないだけです。ただおとなしいだけではないのですよ、次長。だからそういう点を的確につかんで、そしていまのルートに乗せてやる

ことが、ほんとうの正常な行政指導の行き方としてスムーズな行き方だと思ふ。かりにいま言つたように別ワクで一億枚をとつてこられて、もしそれをやつてごらんない。生産者に影響がないといつても、次の時期には必ずそれが出てきます。かりにその人が政治的に動いたとするならば、こういうことを言つては悪いけれども、自民党にはいろいろな派閥がございます。そうするとAという派閥でみんながそれを承認したとなつたら、次の商社はBにくつづくに違ひない。そうするとBというものが発言すれば、ほかのものもそれを承認せざるを得ない、こういう状態になつてくる。そうすればこれは基本的にくずれてしまふというおそれがあるのです。私は生産者だけの問題ではないと思ふのです。そういうことは明確に心に入れて、そして自分たちの事務当局としての立案を明確にしておく、こういうことが私は必要であらうと思ふ。このことは通産だけでなくて、農林省の水産庁長官は百も承知しながら答弁しておるのだから、これ以上のごことは申し上げませんけれども、その点はあなた方は十分考えられて、大臣の考え方を基本的にしつかり身に体してやつていただきたい、これを希望条件にしておきます。それであなた方がそういうふうによられるかどうかというお答えだけをいただいで、私の質問を終わりたいと思ひます。

○赤城国務大臣 私もういろいろ考えであつたのですが、いろいろ事務的の運び方等もあろうかと思ひますが、そういう方針を進めていきたい、こう思つておられます。

○中村(時)委員 大臣、そこを腹を締めて、あなたの上さでもあるし悪さでもあるのだが、発言するときにはあつておられてはいかぬと思ふように、そういうことはそういうことで自然としてやつていくように——いまでもそうですが、当初はそう思つたのかもしれませんが、まことにことばはいいですが、しかし当初を思つておるのじやなくて、私の言うことが正しいことなのか悪いことなのか、そこがひとつ御判断願ひたい。そういうふうに関詰めていつたらあなたも立場が困るから、私はなるべくそういうふうに関詰話ないよりにと思つて質問したので、あなたが自分自身がそういうふうに分らふらしてそういうことを言つておつたら、これは話にならぬ。だからあなた自身が、私の質問しておるものが、まっすぐなルートの上になつておるのか、あるいは私の考え方が間違つておるから間違つておると明確に言つていただきたい。

○赤城国務大臣 お話のことは筋が通つておると思ひます。

○中村(時)委員 筋が通つておるとか、筋が通るならばこれによつて解決の方向を考えているということなんです。先ほどは私はそう理解した。だからやめたのです。ところがまた私は当初そういうことを考えておつたのですが、事務当局でも——事務当局なんではこれが正しいのだと思ふなら、正しいことをやりなさい、そう言へば事務当局は大喜びでしょう。やはりりつばな大臣だということになります。人はいし、行政手腕にしても、あらゆる面で行つた大臣になつたら、これほどいいことはないじやないですか。だから大臣、その点をひとつ明確にしたらどうですか。それとも明確にできない理由があるのだ、私は知らなかつたけれども、閣議でこう言つた、だれが言つたのですか、そういうふうになつていくのですよ、私に言わしたら、追及していくのだったらそういうふうにとんどんいけますよ。しかしあなたほんとうは良心的なものを持つておると思ふから、私は一応やめるのです。あなたがさつき言つた発言の中には、はつきり出ておられます。閣議の中で云々、こうおつしやつておる。閣議の中でどういふ発言をだれがしたか、そういうことをびしゃびしゃと言いますよ。だからそれをあなた自身が正しいと思ふのだったら、正しい方向に指導していくということになつていくのが、私はほんとうの政治のあり方ではないか、こう思つておるわけ

○赤城国務大臣 そこまで問ひ詰めなくともいいと思ふのです。筋が通つていふということに同意すれば、私はその方向でやるということはおわかりいただけののではないかと。

○中村(時)委員 そういふふうには大臣の良識に私たちが期待して——期待でなくて、きちつとした方向がとれる、こういうふうによつて、通産当局も水産当局もそれに協力してあやまちないような方向をとつていただきたい、こういうふうによつておられます。通産当局と水産庁長官と御答弁だけ、その趣旨をお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○庄野政府委員 大臣の御指示に従つてやります。

○大慈弥説明員 きよりのことを歸りましてよく報告いたしました、検討させていただきます。

○中村(時)委員 やめようと思つと、あなた御報告しまして——あなた自身は何かですか。あなたは非常におとなしくて人柄がいいということだけでは事は済まぬのだから、あなた自身どう考えられるか。いま大臣から、そういうふうによつて農林省としての態度が出た。そこで通産省としてはどうお考えになつていらつしやるか。私の言つていることは、おそらくこの委員会の諸氏に、自民党の方も社会党の方もみんな同じだと思ふのです。そこであなた自身が、この委員会のことが正しいといふお考え方を持つておられるならば、この方向に自分たちも努力をしていきたいという希望を持つていらつしやるかどうか。

○大慈弥説明員 事務当局としてはまだ最終的に結論を出して、大臣にどう

しましようといふことは実は申し上げておりませんで、水産庁ともなお十分打ち合わせをしてない段階でございます。現状ではそういうことでございませうが、前の委員会の決議も十分存じておりますし、それからきよりの御趣旨も十分存じておりますし、水産庁とも十分打ち合わせをして勉強させていただきたいと思ひます。

○中村(時)委員 農林省のことにもかつていて、国会の議決もわかつていふるが、私だけはおわかりませんで、通産省は一体何をやつておられるかといふことなんです。それでしよう。それはあなたが大臣から云々といふことは私もよくわかります。わかるけれども、やはり事務当局としてはあやまちないような方向をとるといふことが大事なことなんです。私は、一、二の犠牲があつてもその問題は明確にしてあげることが、政治の姿勢を正しくする行き方だと思ふ。私はそういう信念を持つておられます。だからそういう立場であつた方自身も——私はいまあなたの考えを聞いておるのです。何も四方の状況がわかつておられますからということ

○高見委員長 林君、関連質問は簡単に願ひます。

ちよつとお聞きしておきたいと思つてお聞きを

○庄野政府委員 佐代丸につきましては、拿捕されました、われわれとして

○中村(時)委員 それは保税倉庫に置いてあるわけですね。

○庄野政府委員 仰せのとおりであります。

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

○中村(時)委員 無為替輸入の是非論は一応やめておきましょう。ただ問題は、それはどういふルートに乗せて処理

○庄野政府委員 まだ輸入手続というものが成規に済んでおりません。いま

な点はよく考えながら、措置しなければならぬと思つておりますが、まだそ

ばならぬと思つておりますが、まだその

○中村(時)委員 それは保税倉庫に置いてあるわけですね。

○庄野政府委員 仰せのとおりであります。

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

○高見委員長 赤路友蔵君。もう時間がありませんから、

○赤路委員 もう時間がありませんから、

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

いと思つて、先生が言われましたよう

それから水産庁のほうへちよつと御

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

○庄野政府委員 仰せのとおりであります。

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

○高見委員長 赤路友蔵君。もう時間がありませんから、

○赤路委員 もう時間がありませんから、

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

いと思つて、先生が言われましたよう

この場合、沿岸漁業等振興法ができた

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

○庄野政府委員 仰せのとおりであります。

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

○高見委員長 赤路友蔵君。もう時間がありませんから、

○赤路委員 もう時間がありませんから、

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

いと思つて、先生が言われましたよう

体では困る、そうしたものをも含む何

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

○庄野政府委員 仰せのとおりであります。

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

○高見委員長 赤路友蔵君。もう時間がありませんから、

○赤路委員 もう時間がありませんから、

○中村(時)委員 それは確認しておられますか。見てないでしよう。そういう

いと思つて、先生が言われましたよう

ない、こういうような時期に立ち至り
ましたので、考えなければならぬ、
こういふように考へておるわけござ
います。御趣旨の点は十分尊重して、
国内の生産者に悪影響の及ぼさないよ
うに処理してまいりたい、こういうふ
うに思っております。

○高見委員長 次に、土地改良法の一
部を改正する法律案を議題とし、前会
に引き続き質疑を続行いたします。角
屋堅次郎君。

○角屋委員 時間が相当に経過をして
おります、さらに同僚の東海林委員
からも大臣に対する質問を予定されて
おりますので、ただすべきことはたく
さんありますが、要点を数点にしほつ
て大臣にお尋ねをいたしたいと思いま
す。

その前に、いまの韓国ノリの輸入問
題に関連いたしましては、私は昭和三
十六年の本委員会における決議の提案
者の立場からも、強く冒頭に希望を申
し上げておきたいと思ひます。昭和三
十六年の決議の段階におきましても、
当時韓国に野田团长以下の自民党の議
員団が派遣された経緯もありまして、
決議する段階にはいろいろ内面的に一
部の与党の諸君の強い意見等もありま
した。それを説得をし、了解を得て、決
議をやった経過がございます。先ほど
来中村委員なり赤路委員からもお話が
ありましたように、今日沿岸漁業のい
わば成長財として発展をしております
ところの浅海養殖関係、これはノリの
場合には特に韓国ノリの輸入問題とか
らんで、非常に大きな影響を持つてお
る。しかもまた韓国のノリと日本のノ
リとの価格差、一億枚入れれば数億円

の利潤が出てくるというふうなところ
から、輸入業者間でも相当に争奪戦が
行なわれるという経緯もあり、また一
部には総選挙等に、与党の關係したこ
ろ一部の諸君に、そういうところから
選挙資金等も流れるというふうなこと
が従来から流布されるというふうな、非
常に暗い面を持つた問題が内面にござ
います。この際大臣が中村委員にも答弁
されたように、生産時期をはずして今日
韓国ノリの輸入問題を考へるといふ
のは、大臣の判断として適切だったと
思ひます。ただ今後入れる輸入量の問
題については、十分国会の意思を尊重
し、また浅海漁業の中で占めておる沿
岸漁業のウエートから申しましても、
今後十分生産者への発展の影響という
ものを慎重に考慮されて、国会の決議
に基づく輸入というところに基本方針
を置いて善処されますように、強く要
請しておきたいと思ひます。

きのうも土地改良法の一部改正の問
題について大臣にお伺いをいたしたわ
けであります、きょうは改正案の内
容とからんで、数点にしほつてお伺い
をしたいと思ひます。きのう午後にお
たりまして、わが党の石田委員からも
いろいろ土地改良法の一部改正の問題
でお話があったわけでありまして、こ
れの中にも、重要な具体的問題を
含んでおりましたが、その問題と関連
をしております、今度の法改正を通
じて土地改良長期計画をつくる、そ
うして長期計画に基づいて今後の土地改
良事業というものを総合的、計画的に
実施しよう、こういう考へ方にはわれ
われも賛成であります、この前の質
問でも指摘しましたように、土地改良
長期計画の具体的なプランの内容はど

うなのか、あるいは年次計画というも
のについて予算的裏づけというものは、
はつきりしているのかどうかとい
うふうな問題についてもお伺いしまし
たが、きょうはその問題は別にしまし
て、従来もそうでありましたが、今後土
地改良事業というものを推進する場合
に、都道府県市町村、こういう行政機
関の系統と、土地改良区あるいは農業
協同組合、あるいは農業委員会、こ
ういふ末端の受け入れ体制の問題、こ
れを十分、農業の今日の変貌、あるい
は地域的に見ますと、都市近郊、準農
村、あるいは農山村、山間部、こ
れ地域の土地改良事業を受けとめる条
件の差というものがございまして、こ
れらのものを十分判断をして、土地改良
の長期計画というものを有効適切に推
進をしていかなければならぬ。今日ま
での土地改良の推進過程では、農林省
といたしましては、県を一つの末端の
核にいたしまして、第一線の土地改良
区あるいは農協、農業委員会等を、土
地改良のいわばにない手として事業を
推進する、こういう立場を性格的には
とってきたかと思ひますが、きょう
も、今度の法改正を通じて、国
都道府県の土地改良事業についても、
市町村というものが一つの大きなウ
エートをもって浮かび上がってくる。
それらの土地改良事業の計画につ
いて、国営のものについては都道府県に
相談をする、都道府県はあらかじめ市
町村に相談をする、こういうふうな形
がとられるように相なります、また
都道府県営の土地改良の問題について
は、申請によるものと申請によらざる
ものとを問はず、今度は市町村にもよ
く相談をする、特に申請によらないも

のについては、市町村によく相談をし
て実施をする、こういう都道府県市町
村、特にいままでの農政の關係の中で
は、いわば市町村の農政というものが
実際にあったのかどうか。あるいは市
町村が行政能力として、あるいは財政
能力として、あるいは技術陣容その他
として、こういう土地改良事業等の推
進の能力というものを、一体どの程度
持つておるのか。今後土地改良の長期
計画に基づいて、市町村というものが
一つの大きな役割を持つてくる。国
営、県営、団体営においてもそうであ
ります、また今度の法改正では、市
町村が交換分合というものを新しく取
り入れてやることのできる。同時にま
た別途の面では、きのうもお伺いしま
したように、市町村が国営、県営の土
地改良事業について、財政負担とい
うものを行なうようになる。これはまた
さらに受益者に負担を行わしめるとい
うふうな問題もありません、市
町村がトンネル機関として財政負担の
事務をやる場合と、市町村自身が財政
負担をやる場合と、両面があります、
きょうも、そういうふうな今回の法改正
を通じて、土地改良事業の推進の中にお
ける市町村の比重というものが、相当に
高まってきたとおるというふうな理解を
するわけでありまして、その場合に、き
のうの石田委員と農地局長あるいは自
治省関係とのやりとりを聞いておしま
すと、いわゆる土地改良事業の推進に
おける市町村の財政負担問題というも
のについては、まだペンディングに
なっております、今後これらの問題につ
いて十分協議をしていくのだというふう
な答弁の趣旨に承ったわけでありま
す。私は、今後の土地改良の推進の場

合において、市町村のウエートが高
まってまいること自身は、別に反対す
べきことではないと思ひますが、しかし
いわゆる市町村農政というものが従来
あったのかどうかというところは、いろ
いろ議論がなされる問題もありません、
でも、それは別にいたしまして、や
はり市町村が相当大きな役割を持つ
てくるという今日の段階においては、
地方自治体の財政事情から見ても、市
町村に財政負担をさせる場合の予算的
裏づけというものについてははつきり
していかなければ、法改正を通じて市
町村の財政負担というものを明示いた
しまして、これが的確にまた適切に
実施をされないのじゃないか、こ
ういふふうに思ひかけてあります、こ
の際、土地改良事業推進の過程にお
ける市町村の役割、また財政的な問題
についてどう考へていくかとするのか、
こういう問題についてお伺いしてお
きたい。

○赤城国務大臣 土地改良の実態を見
ていまして、末端等におきます土地改良
区の役員等も非常に骨を折つておりま
すけれども、最近におきまして、市町
村長といひますか、市町村の方が中心
といひますか、指導的立場に立つて
やうなところが、土地改良の事業が非常
に推進する、こういう実態にあると私
思ひます。そういうことに相応するよ
うに、市町村の土地改良における分担
といひますか、役割を非常に強化し
ていく、こういう筋で土地改良法の改
正を行なっております、私にはそれは
妥当であると思ひます。でありますの
で、市町村の協力を一そうこの法律を
通じ、またそのほかにおいても期待
いたします。そこで市町村がいろいろ財

政的に分担する場合でございますが、御承知のように市町村が分担する場合には、市町村議会の議決を経て分担することになりますから、市町村の自主性を尊重するという事に相なるかと思ひます。ただ、こういふ場合があるかと思ひます。それをまた農民に賦課するという意味におきまして、直接関係ない人もそれを分担する。つまり土地改良区に土地を所有してないとか、そういう関係のない人もあるわけでございますから、分担金の全部が全部地区内の人から取ることが無理の場合には、その土地改良区に關係のない人の負担をしいると思ひますか、こういう結果にも相なるかと思ひます。そういう場合に國の交付税等による問題が起きてくると思ひます。そういうような場合がいろいろ事態によつて出てくると思ひますが、そういう点は、これからなお細則的な政令等をつくっていく場合に、自治省等ともよく協議いたしましてきめていきたい、こう思つておられます。まとめて申し上げますと、市町村が分担した金をその下の農民に全部賦課し得ないような場合もあるかと思ひます。そういう場合には、市町村が土地改良区に關係のない住民に負担をしいるといふ結果に相なるかと思ひますが、そういう場合には國のほうの交付税というよりな関連が出てくるのではないか、こう思ひます。そういう点をよく分析いたしまして、細則的な政令をきめるときによく打ち合わせをして決定していく、こう考えておられます。

○角屋委員 市町村の負担の法改正を行なつた場合についての、いまの私の質問に対する大臣の説明として、土地改良事業で直接受益する者と受益しない者があるから、市町村負担といふものをやる場合に、その辺のところを考へてやらなければならぬ、こういう意味の発言かと思ひます。しかし御承知のとおり土地改良事業をやる場合の國の負担といふのが現にある。また県も負担をするといふことを現にやっております。同じ行政機関として、県では、土地改良事業の部面に対する負担といふものを一受益は一定の範囲内のものであるが、それに対して負担をやつてゐる。市町村の場合だつて、地域住民の中の土地改良事業による受益者の問題であるけれども、やはり一つの自治体行政として農業の推進の立場から負担をする。産業経済費の中で農政関係の費用をどの程度見る財政能力があるかといふこと、これは十分考へなければならぬと思ひます。それなれば必ずしも市町村の場合に限つてだけ、市町村負担が問題になるというのではなからうと思ひます。したがつて國政の場合でも、県政、市町村政の場合でも、経済発展の重要な一翼として、土地改良事業に対する公費負担といふ問題については、一つの筋が通つておる。したがつて今回の法改正を通じて、市町村に負担をさせるということ自身は、私はその問題はないと思ひます。要は地方自治体のそれぞれが、要は地方自治体の財政能力を持つておるか。それらのものに法改正を通じてさらに一つプラスの附加をする場合には、そういうものを十分消化できるような裏づけをしなけれ

ばならぬ。これができるならば、私はその大きな議論のある問題ではないのではないかと、いふに理解をするのでありまして、その点できのう石田委員と自治省、農地局長との話し合いの中で、またいまも大臣の答弁を聞いておつて、ちよつとひつかりがありませうけれども、私はもつと大きい視野から考へて、法改正の趣旨を生かすべきであらう、こういうふうに思つておるわけでありまして。時間の關係もありまして、この問題については、せつかく法改正をされた趣旨に基づいて裏づけをしなから、適切な運営をやつてもらいたい。

次にもう一つは、土地改良事業の推進の問題の中では、末端の受けとめの一つの組織として、土地改良区といふ問題がござります。これは何といつても、戦後の花形であつた食糧増産当時から、土地改良区が土地改良事業推進の末端機関として、大きな役割りを果たしてきつたことはいふまでもない。同時にその推進過程において、一万数千の土地改良区の実態を見てみますと、やはり多くの問題を持つておる。面積別に見ましても、五十町歩未満の土地改良区ないしは土地改良区連合、これが四四%を占めておる。あるいは組合員数別に見ましても、三百人未満といふものが七一・三%を占めておる。こういう状況でございまして、要するに組合員数から申しましても、きわめて零細な、したがつて経営能力、技術能力をほとんど持つていない、あるいは必ずしも十分でない土地改良区といふものが多数に存在しておる。きのうも石田委員が取り上げたように、その中には相

当数の不振土地改良区の問題があり、これについては農林省としても今日まで、行政的にいろいろ措置をやつておられますけれども、私どもから見ても、措置は必ずしも十分とは言へない。したがつて不振土地改良区の問題についても、不振土地改良区対策としてもつと積極的に進めてもらわなければならぬと私は思ひます。私ども地元の問題については、いろいろな具体的な事例はありますが、いずれにしても不振土地改良区の問題は、不振土地改良区の問題として進めてもらわなければならぬと同時に、今後の土地改良長期計画に基づいて、総合的な土地改良事業を推進する末端の一つの推進機関としての土地改良区といふものをどうすべきなのかといふ点は、もう現状はこうだからこのとおりでやむを得ない、あるいは今回の法改正を通じて、従来一つの土地改良事業については一つの土地改良区といふ原則があつたのを、二以上のものについて事業が行なえるようにする、あるいは今後合併等についても總會の議決等を通じて、行政的にも指導されるのだからと思ひますが、この際、土地改良区の今日までの実態、それに基づいて、実際の土地改良事業推進の末端機関としてどういふふうに全体の数を適正化し、また土地改良区に技術能力、経営能力等を付与していくか、こういう問題は非常に重要な問題であり、またそれと関連をしまして土地改良区連合、あるいはまた県段階の土地改良区の組織、全国段階の土地改良区の組織といふものについて、たとえば土地改良の中央会をつくれとか、いろいろな御意見等もありましたけれども、そういう意見を直ちに

そういう点でございますので、第一は設立当時におきまして、しっかりとしたものに対して認可をする、こういう措置がまず必要だと思ひまして、今度の法改正等におきまして、設立時におきましてしっかりとしたもの、認可して、乱立を防ぐ、こういう措置をまずとらなくちゃならぬと思ひます。それからこれは改良区の財政的基礎というよりな関係からいいますと、統合が望ましい、できるだけ統合していきたく、こういうことで基礎を強化していき、こういう方法がとられると思ひます。そういう関係で着々強化策を進めておきますが、今度の法改正等におきましても、換地処分等まで相当力を入れ、末端まで力を入れるということになりまますならば、どうしても技術陣営が手薄と思ひますか、強化をする必要があろうと思ひます。あるいは県及び連合会等の技術、最初の設計の問題もありまますが、あるいは換地処分などということになりますと、ほんとうの技術者がいて早くやらなければならぬ問題がございます。そういうのに対しまして、指導あるいは財政援助というふうなものも強化していかなくちゃならぬ、こういうふうな考へていまして、十分実態あるいは方針等につきまして権威あるいは御発言でございます。十分実態あるいは御発言でございます。十分実態あるいは御発言でございます。十分実態あるいは御発言でございます。

○角屋委員 土地改良の長期計画を立てるといふその長期計画の内容を、それぞれの地域の実態を十分見ながら、国土総合開発の観点から、地についての長期計画を立てるといふことはもちろん重要でありますから、そのことはそのこととしてやらなければなりません。戦後の土地改良事業の推進の実態を十分精査をされて、今後の土地改良事業を推進する場合の行政機関としての縦割りの組織、その能力、そういうものを一面で見ながら、末端における土地改良事業推進のしな手としての土地改良団体や農業委員会あるいは農協、こういうものにどういふ役割を付与せしめるのか、またこういうことを通じても総合的な連係をはかりながら、力のないものには財政的な力をさしつけていくというふうなことも考へていかなければ、これから非常にむずかしい農業条件の中で、土地改良事業を強力に進めるといふことは、なかなかむずかしいのじゃないかという感じを率直に持つわけです。だからこの際、長期計画を立てるといふ以上は、それらの問題について総洗いざらし、十分検討して、しかも土地改良事業の末端の農民の受けとめ方として、平地帯あるいは農耕地帯あるいは山間部という場所場所によつていろいろ違ふと思ひましたし、またそれをやらなければならぬといふことも、その負担率という問題では、悪条件のところであればあるほど負担率が高くなるといふものが、今日のように一律主義といふのかどうかという問題も、今日の時点で直ちに施行令の中の内容を一挙に解決せよと言つても、なかなか大

臣としては応じてくれないかもしれませんけれども、こういう国の補助、県の補助、市町村の補助等についても、末端の農家負担を軽減する、適正にするという前提から、根本的な検討をする必要があるだろう、こういうふうな思ひますし、そういう点が適正にならなないと、戦後十九年間の土地改良事業を振り返つてみて、府県別、市町村別に国の土地改良事業というものはどういふふうな分布になつておるのか。それが現状に即して適正であつたのかどうかというのを顧みると、力のあるところでは相当多く消化したかもしれぬけれども、必要ではあるけれども力のないところでは、相当問題を残しているところだつてあり得ると思ひます。土地改良事業というものは、地方自治団体の経済条件あるいは末端の負担能力とは別個に、農政のき然たる基本方針から進める、こういう立場で、いま言つたような問題については十分検討されて、これから新たな情勢下における土地改良事業が、総合的、計画的に推進されるようにぜひお願いをいたしたい、こう思ひわけでありまます。

○赤城国務大臣 御承知のように農林漁業金融公庫は長期的な、そしてできるだけ低利の金を出すと、しかもその対象は基盤の整備、土地改良にいたしましてその他にいたしません。生産基盤の整備のほうに出すということになっておきますので、私は農林漁業金融公庫そのものが、これは主として基盤の整備の方向になお進めべきだ、こういうふうな考へておられます。そういう意味におきまして、開拓等についての基金等がござりますが、特に基金をつくるということではなく、農林漁業金融公庫を基底的な機能を十分働かせるように指導するということが、現在の段階においては適當でないか、こう考へておられますけれども、お話を点もお話したとして、たいと思ひますが、現在はそのうふうに考へておられます。

○角屋委員 土地改良法の一部改正の内容についてはいろいろただすべき点は、農地局長との質問の中を通じて、さらに具体的にお伺いをいたしたいと思ひますが、私は土地改良事業の場合には、もちろん新しく加りました草地造成あるいは未墾地の開発というのが、今日の政府の考へ方からいいますれば、必ずしも積極的に考へていないという批判があるかと思ひます。けれども、これはわが党が言つていけるような国土総合開発の観点から、長期計画の場合にはもつと積極的な意図を持って、特に草地造成の問題については、開放経済下における畜産を成長財としてはつきり確立していくためには、えさの問題というふうな関連の中で草地造成という問題を計画的に、しかも地域の条件というものを事前に精査をしながら、かつて緊急開拓事業を進める場合の適地調査をやつた。さらに開拓委員会等で議論をし、そういう開拓事業を実施していきつても、いま願ふところ、なおかつ必ずしも適正であつたかどうかという批判が生まれるわけでありまますけれども、今日土地改良事業には国営パイロット、あるいは県営、団体営のパイロットというふうな形のものを取り入れてやつておられますけれども、それをもつてして未墾地の農地の、あるいは草地の造成という面から見て十分であるかという、私は必ずしもそう言えないと思ひます。長期計画における未墾地の開発という面における積極的な姿勢が望まれるかと思ひますが、同時に今後の経済の発展の中で水の問題については、単に農林省ばかりでなしに、建設省、通産省、あるいは厚生省、その全体を総合調整するものとして経済企画庁に關係があるかと思ひます。ですから、この際長期計画を立てるにあつた

○角屋委員 土地改良の長期計画を立てるといふその長期計画の内容を、それぞれの地域の実態を十分見ながら、国土総合開発の観点から、地についての長期計画を立てるといふことはもちろん重要でありますから、そのことはそのこととしてやらなければなりません。戦後の土地改良事業の推進の実態を十分精査をされて、今後の土地改良事業を推進する場合の行政機関としての縦割りの組織、その能力、そういうものを一面で見ながら、末端における土地改良事業推進のしな手としての土地改良団体や農業委員会あるいは農協、こういうものにどういふ役割を付与せしめるのか、またこういうことを通じても総合的な連係をはかりながら、力のないものには財政的な力をさしつけていくというふうなことも考へていかなければ、これから非常にむずかしい農業条件の中で、土地改良事業を強力に進めるといふことは、なかなかむずかしいのじゃないかという感じを率直に持つわけです。だからこの際、長期計画を立てるといふ以上は、それらの問題について総洗いざらし、十分検討して、しかも土地改良事業の末端の農民の受けとめ方として、平地帯あるいは農耕地帯あるいは山間部という場所場所によつていろいろ違ふと思ひましたし、またそれをやらなければならぬといふことも、その負担率という問題では、悪条件のところであればあるほど負担率が高くなるといふものが、今日のように一律主義といふのかどうかという問題も、今日の時点で直ちに施行令の中の内容を一挙に解決せよと言つても、なかなか大

○赤城国務大臣 御承知のように農林漁業金融公庫は長期的な、そしてできるだけ低利の金を出すと、しかもその対象は基盤の整備、土地改良にいたしましてその他にいたしません。生産基盤の整備のほうに出すということになっておきますので、私は農林漁業金融公庫そのものが、これは主として基盤の整備の方向になお進めべきだ、こういうふうな考へておられます。そういう意味におきまして、開拓等についての基金等がござりますが、特に基金をつくるということではなく、農林漁業金融公庫を基底的な機能を十分働かせるように指導するということが、現在の段階においては適當でないか、こう考へておられますけれども、お話を点もお話したとして、たいと思ひますが、現在はそのうふうに考へておられます。

○角屋委員 土地改良法の一部改正の内容についてはいろいろただすべき点は、農地局長との質問の中を通じて、さらに具体的にお伺いをいたしたいと思ひますが、私は土地改良事業の場合には、もちろん新しく加りました草地造成あるいは未墾地の開発というのが、今日の政府の考へ方からいいますれば、必ずしも積極的に考へていないという批判があるかと思ひます。けれども、これはわが党が言つていけるような国土総合開発の観点から、長期計画の場合にはもつと積極的な意図を持って、特に草地造成の問題については、開放経済下における畜産を成長財としてはつきり確立していくためには、えさの問題というふうな関連の中で草地造成という問題を計画的に、しかも地域の条件というものを事前に精査をしながら、かつて緊急開拓事業を進める場合の適地調査をやつた。さらに開拓委員会等で議論をし、そういう開拓事業を実施していきつても、いま願ふところ、なおかつ必ずしも適正であつたかどうかという批判が生まれるわけでありまますけれども、今日土地改良事業には国営パイロット、あるいは県営、団体営のパイロットというふうな形のものを取り入れてやつておられますけれども、それをもつてして未墾地の農地の、あるいは草地の造成という面から見て十分であるかという、私は必ずしもそう言えないと思ひます。長期計画における未墾地の開発という面における積極的な姿勢が望まれるかと思ひますが、同時に今後の経済の発展の中で水の問題については、単に農林省ばかりでなしに、建設省、通産省、あるいは厚生省、その全体を総合調整するものとして経済企画庁に關係があるかと思ひます。ですから、この際長期計画を立てるにあつた

○角屋委員 土地改良の長期計画を立てるといふその長期計画の内容を、それぞれの地域の実態を十分見ながら、国土総合開発の観点から、地についての長期計画を立てるといふことはもちろん重要でありますから、そのことはそのこととしてやらなければなりません。戦後の土地改良事業の推進の実態を十分精査をされて、今後の土地改良事業を推進する場合の行政機関としての縦割りの組織、その能力、そういうものを一面で見ながら、末端における土地改良事業推進のしな手としての土地改良団体や農業委員会あるいは農協、こういうものにどういふ役割を付与せしめるのか、またこういうことを通じても総合的な連係をはかりながら、力のないものには財政的な力をさしつけていくというふうなことも考へていかなければ、これから非常にむずかしい農業条件の中で、土地改良事業を強力に進めるといふことは、なかなかむずかしいのじゃないかという感じを率直に持つわけです。だからこの際、長期計画を立てるといふ以上は、それらの問題について総洗いざらし、十分検討して、しかも土地改良事業の末端の農民の受けとめ方として、平地帯あるいは農耕地帯あるいは山間部という場所場所によつていろいろ違ふと思ひましたし、またそれをやらなければならぬといふことも、その負担率という問題では、悪条件のところであればあるほど負担率が高くなるといふものが、今日のように一律主義といふのかどうかという問題も、今日の時点で直ちに施行令の中の内容を一挙に解決せよと言つても、なかなか大

○赤城国務大臣 御承知のように農林漁業金融公庫は長期的な、そしてできるだけ低利の金を出すと、しかもその対象は基盤の整備、土地改良にいたしましてその他にいたしません。生産基盤の整備のほうに出すということになっておきますので、私は農林漁業金融公庫そのものが、これは主として基盤の整備の方向になお進めべきだ、こういうふうな考へておられます。そういう意味におきまして、開拓等についての基金等がござりますが、特に基金をつくるということではなく、農林漁業金融公庫を基底的な機能を十分働かせるように指導するということが、現在の段階においては適當でないか、こう考へておられますけれども、お話を点もお話したとして、たいと思ひますが、現在はそのうふうに考へておられます。

○角屋委員 土地改良法の一部改正の内容についてはいろいろただすべき点は、農地局長との質問の中を通じて、さらに具体的にお伺いをいたしたいと思ひますが、私は土地改良事業の場合には、もちろん新しく加りました草地造成あるいは未墾地の開発というのが、今日の政府の考へ方からいいますれば、必ずしも積極的に考へていないという批判があるかと思ひます。けれども、これはわが党が言つていけるような国土総合開発の観点から、長期計画の場合にはもつと積極的な意図を持って、特に草地造成の問題については、開放経済下における畜産を成長財としてはつきり確立していくためには、えさの問題というふうな関連の中で草地造成という問題を計画的に、しかも地域の条件というものを事前に精査をしながら、かつて緊急開拓事業を進める場合の適地調査をやつた。さらに開拓委員会等で議論をし、そういう開拓事業を実施していきつても、いま願ふところ、なおかつ必ずしも適正であつたかどうかという批判が生まれるわけでありまますけれども、今日土地改良事業には国営パイロット、あるいは県営、団体営のパイロットというふうな形のものを取り入れてやつておられますけれども、それをもつてして未墾地の農地の、あるいは草地の造成という面から見て十分であるかという、私は必ずしもそう言えないと思ひます。長期計画における未墾地の開発という面における積極的な姿勢が望まれるかと思ひますが、同時に今後の経済の発展の中で水の問題については、単に農林省ばかりでなしに、建設省、通産省、あるいは厚生省、その全体を総合調整するものとして経済企画庁に關係があるかと思ひます。ですから、この際長期計画を立てるにあつた

○角屋委員 土地改良の長期計画を立てるといふその長期計画の内容を、それぞれの地域の実態を十分見ながら、国土総合開発の観点から、地についての長期計画を立てるといふことはもちろん重要でありますから、そのことはそのこととしてやらなければなりません。戦後の土地改良事業の推進の実態を十分精査をされて、今後の土地改良事業を推進する場合の行政機関としての縦割りの組織、その能力、そういうものを一面で見ながら、末端における土地改良事業推進のしな手としての土地改良団体や農業委員会あるいは農協、こういうものにどういふ役割を付与せしめるのか、またこういうことを通じても総合的な連係をはかりながら、力のないものには財政的な力をさしつけていくというふうなことも考へていかなければ、これから非常にむずかしい農業条件の中で、土地改良事業を強力に進めるといふことは、なかなかむずかしいのじゃないかという感じを率直に持つわけです。だからこの際、長期計画を立てるといふ以上は、それらの問題について総洗いざらし、十分検討して、しかも土地改良事業の末端の農民の受けとめ方として、平地帯あるいは農耕地帯あるいは山間部という場所場所によつていろいろ違ふと思ひましたし、またそれをやらなければならぬといふことも、その負担率という問題では、悪条件のところであればあるほど負担率が高くなるといふものが、今日のように一律主義といふのかどうかという問題も、今日の時点で直ちに施行令の中の内容を一挙に解決せよと言つても、なかなか大

○赤城国務大臣 御承知のように農林漁業金融公庫は長期的な、そしてできるだけ低利の金を出すと、しかもその対象は基盤の整備、土地改良にいたしましてその他にいたしません。生産基盤の整備のほうに出すということになっておきますので、私は農林漁業金融公庫そのものが、これは主として基盤の整備の方向になお進めべきだ、こういうふうな考へておられます。そういう意味におきまして、開拓等についての基金等がござりますが、特に基金をつくるということではなく、農林漁業金融公庫を基底的な機能を十分働かせるように指導するということが、現在の段階においては適當でないか、こう考へておられますけれども、お話を点もお話したとして、たいと思ひますが、現在はそのうふうに考へておられます。

○角屋委員 土地改良法の一部改正の内容についてはいろいろただすべき点は、農地局長との質問の中を通じて、さらに具体的にお伺いをいたしたいと思ひますが、私は土地改良事業の場合には、もちろん新しく加りました草地造成あるいは未墾地の開発というのが、今日の政府の考へ方からいいますれば、必ずしも積極的に考へていないという批判があるかと思ひます。けれども、これはわが党が言つていけるような国土総合開発の観点から、長期計画の場合にはもつと積極的な意図を持って、特に草地造成の問題については、開放経済下における畜産を成長財としてはつきり確立していくためには、えさの問題というふうな関連の中で草地造成という問題を計画的に、しかも地域の条件というものを事前に精査をしながら、かつて緊急開拓事業を進める場合の適地調査をやつた。さらに開拓委員会等で議論をし、そういう開拓事業を実施していきつても、いま願ふところ、なおかつ必ずしも適正であつたかどうかという批判が生まれるわけでありまますけれども、今日土地改良事業には国営パイロット、あるいは県営、団体営のパイロットというふうな形のものを取り入れてやつておられますけれども、それをもつてして未墾地の農地の、あるいは草地の造成という面から見て十分であるかという、私は必ずしもそう言えないと思ひます。長期計画における未墾地の開発という面における積極的な姿勢が望まれるかと思ひますが、同時に今後の経済の発展の中で水の問題については、単に農林省ばかりでなしに、建設省、通産省、あるいは厚生省、その全体を総合調整するものとして経済企画庁に關係があるかと思ひます。ですから、この際長期計画を立てるにあつた

○角屋委員 土地改良の長期計画を立てるといふその長期計画の内容を、それぞれの地域の実態を十分見ながら、国土総合開発の観点から、地についての長期計画を立てるといふことはもちろん重要でありますから、そのことはそのこととしてやらなければなりません。戦後の土地改良事業の推進の実態を十分精査をされて、今後の土地改良事業を推進する場合の行政機関としての縦割りの組織、その能力、そういうものを一面で見ながら、末端における土地改良事業推進のしな手としての土地改良団体や農業委員会あるいは農協、こういうものにどういふ役割を付与せしめるのか、またこういうことを通じても総合的な連係をはかりながら、力のないものには財政的な力をさしつけていくというふうなことも考へていかなければ、これから非常にむずかしい農業条件の中で、土地改良事業を強力に進めるといふことは、なかなかむずかしいのじゃないかという感じを率直に持つわけです。だからこの際、長期計画を立てるといふ以上は、それらの問題について総洗いざらし、十分検討して、しかも土地改良事業の末端の農民の受けとめ方として、平地帯あるいは農耕地帯あるいは山間部という場所場所によつていろいろ違ふと思ひましたし、またそれをやらなければならぬといふことも、その負担率という問題では、悪条件のところであればあるほど負担率が高くなるといふものが、今日のように一律主義といふのかどうかという問題も、今日の時点で直ちに施行令の中の内容を一挙に解決せよと言つても、なかなか大

て農林大臣に望んでおきますのは、何といつても水の問題は、土地改良事業の一つの生命線の問題でありまして、農林省でも農地局の予算を見ますと、水系別の調査あるいは地下水の調査等、若干予算をつけてやっておるようでありますが、予算段階の状況では私はきわめて不十分だと思つておきます。これは単に農林省だけでやるといふわけにいきませんけれども、科学技術庁が中心になって水調査の資料等も出ておりますが、これは相当古いのでありまして、これからの経済の発展の中で重要な比重を占めておる水問題についての総合調査、それに基づく農業あるいは農業以外のアロケーションといふものを、水系別にどうするかという点を今後真剣に考えられて、そうしてその中で土地改良の長期計画が十分見合つて地についたものになるように、強く推進方を希望しておきたいと思つておきます。

時間の関係もありますし、なおあと同僚の委員からの質問もありますので、大臣に対する質問はこの程度で終わらせていただきます。

○赤城国務大臣 御趣旨の点は十分これから生かしていきたい、こう思つておきます。

○高見委員長 芳賀委員、

○芳賀委員 主要な点について農林大臣にお尋ねしたいと思つておきます。第一の点は、土地改良法の改正を通じまして、この法律の目的を相当拡大するところにねらいがあるように思つておきますが、特に農業基本法の農業発展の主要目的といふものを、この土地改良事業の中に移されたわけではございませんが、その最も重点とするところについて、

農林大臣から特に農基法との関係における問題を述べてもらいたいと思つておきます。

○赤城国務大臣 改正の目的が、農業基本法の目的に沿うように土地改良法の改正案を出しておりますことは、いま御指摘のとおりでございます。そのうちで何を一番重点的に考えるかというふうなお尋ねだと思つておきます。もちろん生産性の向上とか、総生産の増大とか、生産の選択的拡大とか、こういうことがありますが、やはり生産の基盤であるところの問題、土地改良であるとか、こういうことを考えますと、構造改善といふか、一口に言へば体質改善、その基盤としての土地改良、その指向する方向を国内的に見まして、他産業との格差を縮めていくといふためにも、あるいは開放経済下における日本の農業の風当たりを緩和していくといふ意味におきまして、土地改良が必要である。その土地改良を行なうためにどういふ点に法律改正をするかといふことは、やはり構造改善的な体質改善が基礎をなすものだ、こういう考え方から、構造改善といふものも、指定された構造改善、体質改善というよりな意味における方向へ土地改良を強くあらわしていきたい、こういう考えでございます。

○芳賀委員 要は、制度を通じて農業総生産を高めて、それが農家の所得の向上になり、究極には国民経済に貢献するといふことが、制度上のねらいであると思つておきます。そこで最近の農業の動向から言いますと、先般農林大臣が国会において農業の年次報告あるいは施策の方向について説明されたわけでございますが、結局土地改良法と

一番関係のある問題といたしまして、今度は農用地の開発、改良が、新たに草地を加えて法律の対象になるわけでございますが、この農用地の確保といふことが当面非常に大事な問題になると思つておきます。いわゆる既存の農用地が、たとえば農地の転用とか壊廃によつて、現在の保有面積がむしろ減少傾向をたどるといふことは大臣も御存じのとおりです。一方において土地改良法等の改正を通じて農用地の造成あるいは改良を行なつても、一方においてそれ以上農地が減少するといふことになれば、国としてもやはり農用地の確保ということが、前提的な大事な仕事であるといふふうに考えられるわけでありまして、これとの関係で今回の改正の場合には、土地改良事業の長期計画といふものを国が策定して、これに基づいて事業の実施を進めるといふことになるように思つておきます。

○赤城国務大臣 先ほどからも再々お話がありましたが、長期計画を立てるにつきまして、いろいろな前提条件がございまして、すなわち、最近の工業面の非常な伸展といふか、新産業都市といふような工業開発ということもございまして、でございますので、こういう都市近郊、新産業都市関係の地区における土地改良、あるいは平地帯、あるいは山村地帯、あるいは北海道のよりの一般的に耕地面積を多くし得る

よりなところ、いろいろそういう状況に即してこまかい調査を積み上げて、その対策を講じていきたい、こう考へておきます。第二には、いまの耕地が減少していく一方においては造成していく、こういうことで北海道などに農林省の管理になった土地がそのまま捨てておかれるというふうなところもたくさんあるように思つておきます。こういう点なども活用していく、こういうことでなくてはいけません。全体といたしましては耕地面積を維持していく、なかなか減少傾向にあるので、維持していく以上にはたぶん造成するといふことが、はたして適當であるかどうかといふことになりまして、ちよつとむすかしいのではなからぬ。耕地を大体維持して、これを質的によくしていくといふことのほうが適當ではないかと私は考へます。しかしこれも検討の結果でございますが、そういう考え方から現在の耕地約六百万町歩といふか、そういうものを確保して、質的にこれをよくしていく、こういうふうな方向で長期計画を立てていかなくてはならない。それから先ほどもお話ございましたように、計画が、一つの造成計画的な計画はございませぬけれども、一つの見通しといふものが誤りないようにし、それを實現するようになるためには、やはり財政的な裏づけといふものが必要だと思つておきます。でありますので、これは継続費といふわけにはまいりませんけれども、これに対する財政的な裏づけを年度別にも確保できるような、そういう計画でなくてはならぬ、こう思つておきます。その他いろいろございまして、草地等につきましては、この農業

基本法にもあるいは土地改良法の改正案にも、選択的拡大のほうに進むといふことでもございまして、特に草地等は相当造成していく、面積においても広げていく、こういうふうな考え方で長期計画を立てていきたい。長期計画は大体いまのところ四十年程度の計画に相ならぬかと思つておきます。約十年間の計画を立てていきたい、こう考へておきます。

○芳賀委員 たとえば長期計画を立てる場合に、前提になる作業といふものは必要だと思つておきます。特に農林省の方針でこれは計画が立てられるわけではないと思つておきます。つまり国土調査、これは非常に不十分であります。国土調査に基づいて土地の利用区分といふものが明らかにされて、それに基づいて農業関係の開発、造成あるいは改良等の事業に対する長期計画を樹立させる、こういう順序になるべきだと思つておきます。ただ単に財政上の都合で、十一年計画を立てる場合にも財政上の理由だけをワクとして、その中において十一年計画を立てるといふことになると、非常にこれは萎縮した計画になると思つておきます。それです。国として農用地に適用する、たとえば農耕地であるとか、草地の適地であるとか、そういうものは今日のどのくらいあるかといふことを的確に把握することによつて、その開発、高度利用といふものが国民経済的に見た場合に、やはり農業部門に開発利用することが一番効果的であるかどうかという判断も必要でございます。そういう基本的な前提になる作業といふものが行なわれないうちに、ただばく然と根拠を持たないままに十一年計画をする

いうことになる、これは非常に内容の貧困なものになると思われ、この点については農林大臣としてはどうお考えになりますか。

○赤城国務大臣 ごもつともな御説でございまして、調査不備の上に立てた計画というものは砂上の楼閣ではございせんが、まことにたよりないものになると思ひますので、しっかりと調査の基礎の上に立つてやうていかなくちやならないと思ひます。農林省といたしまして、なお事務局から御答弁いたさせますが、御承知であるかとも思ひますけれども、調査等も相当進めてきておるわけでございまして。そういうしつかりした調査の上に立つて利用区分等もきめ、そして計画を樹立していかなくちやならないと思ひます。同時にいまお話のように、農林省だけの問題ではありませんが、一つの国土計画の中における土地改良、こういうものでございまして、あるいは水の問題にいたしまして、その他の問題にいたしまして、農林省関係以外の方面との調整、協議、打ち合わせということも当然必要だと思ひます。そういう面からやうていきたいと思います。なお、調査等につきまして、御承知と思ひますが、事務局からいままやうてきたことを御報告申し上げます。

○丹羽(雅)政府委員 長期計画をどう

いう技術的、事務的立場でつくるのかという御質問が、先般角屋先生からございまして、その際も申し上げたわけでございますが、基礎資料をいたしましては、二つのものをバックボーンとして使いたい。

一つは、本日お手元に参考資料として配付いたしました要土地改良調査というものでございまして、これは見出しをござらん願つてもおわかりのように、地下水の分布がどうか、水田の傾斜がどうか、いわば物理的に土地改良をやるべき土地の実態、土地改良を必要といたします土地の実態を調査いたしましたものでございまして、三十五年から三十七年までかかつて整理をいたしました。これにつきましては、未墾地関係の開発の調査はいたしておりません。これは物理的な、いわば実態的な調査でございまして、それからもう一つ、土地改良事業は、御承知のとおり、最終的には農民がこの土地を使って農業を営むわけでございまして、そこを使って何らかをやるという農民自身の意欲の問題がないと、計画に相ならない性格のもので、この点道路等と非常に違う性格を持つておりますので、三十八年から土地改良総合調査という立場のもので調査を執行いたしてございまして、これはこの調査によつて、この水は非常に湿地である、これを湿地でないためにするにはどうしたらいいかという事業計画、また、農民なり県庁がそれをやる意思があるかないかという角度の主体的な調査の問題を、総合調査として実行いたしてございまして、この調査は目下集計中に入つた段階でございまして。

それから、この調査におきましては、農用地を造成する面積を調査いたしてございまして、この調査に待ちまして、いわゆる開拓と申しますか、未墾地を利用するほうの計画の一つの基礎データといたしたい。御承知のとおり、終戦以来、開拓方式のための調査

がいろいろございまして、それは土地を買収して人間を入れるという角度からの調査がおもになつております。草地等になりますと、やはりそこに酪農地になるかどうかという問題もございまして、そういう角度の主体的要件を入れました調査を目下実行中でございます。

〔委員長退席、長谷川(四)委員長代理着席〕

この調査と、先ほど来大臣並びに芳賀先生の御質問にございまして意欲といひますか、政策というものをかみ合わせ、長期計画に組み立ててまいりたい、かような考へ方で事務的には作業を進めております。御参考までに申し上げます。

○芳賀委員 国民所得倍増計画においても、あるいは国土総合開発計画においても、非常に地域的な問題でございまして、北海道開発の第二次入力年計画の中においても、いわゆる農用地の開発あるいは改良の計画というものが、目標として出ておるわけなんです。ですから、それを法律改正を通じて土地改良事業の十九年計画というもののどのように取り入れて策定するかということ、これは全体の関連において重大な点だと思つておるわけなんです。特に公共事業関係の農用地の開発、整備事業等については、これは農林省が主体ではありますけれども、北海道地域においては、北海道開発予算あるいは北海道の総合開発計画の中に独立して明確になつておるわけなんです。そうしますと、この十九年計画というものが、あまりに消極的な、他との総合的な関連がないままに策定されるということになると、他のこの種の長期計画

というものは、必然的に狂いを生ずるということになるわけなんです。しかも今回の改正のねらいは、農政審議会の意見を徴するとか、あるいは関係都道府県の意見を徴するということも、法文に出てくるわけでございますからして、当然この計画というものは、政府として少なくとも閣議決定くらいは行なうものであるというふうにわれわれは判断しておるわけでありまして、こういう点について、所管の農林大臣として、全体の視野から説明を願ひたいと思ひます。

○赤城国務大臣 地域的な状況等十分考慮に入れなければなりません、特に北海道におきましては、先ほど申し上げたように、政府で買い上げと触れましたように、政府で買い上げ、農林省で管理しておる土地なども、相当未利用のままであることは私も聞いております。承知しております。そういう面からいひまして、あつては、この土地改良法の志向する点におきましての選択的拡大というふうなことで、畜産方面の草地の造成、こういう面におきまして、北海道におきましては、特に土地改良法を現実におろして進めていく場合において考えさせられる面、それからまた開発庁等の計画等と十分練り合つて、効果をあげるようなことにならなければならぬ面がたつとあると思ひます。そういう面におきまして、北海道の総合開発計画等々十分調整して長期計画をやつていきたいと思います。こういう考へ方でございまして。

○芳賀委員 現在も農林省の事業方針といひますか、予算の内容について、北海道向けというものは独立して計上されておるわけなんです。少なくとも長

期計画を政府として定める場合は、すでに北海道の第二次八カ年計画が、三十八年度から四十五年度に至るまでの計画が、これは三十七年の七月閣議決定されておるわけなんです。農林省にはその長期計画というものが明確にないわけですね。だから、あとから生まれる長期計画で全国的な計画を立てる場合は、先に生まれて進んでおる北海道関係のこの種の関連ある事業の遂行中の計画というものは、当然そのまま農林省としても計画の中にこれは組み入れられていかなければ、問題が生ずるのではないかと、当初から考へられるわけなんです。たとえば公共事業の場合には、道路整備の長期計画にしても、治山治水緊急措置による長期計画にしても、これらの計画を策定する場合は、主管大臣は北海道開発庁長官と協議して計画を策定する、こういうことが従来行なわれてきておるわけなんです。この点は、後日北海道開発庁長官の出席を求めて明らかにしておきたいと思つておるわけなんです。省としてこの点に關する方針を明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○赤城国務大臣 お話のように第二次北海道開発総合計画ですか、閣議決定されております。同時にまた、この法律が通りますれば、土地改良法による長期計画も、これは閣議決定を要することになつております。でございまして、申し上げるまでもなく、北海道開発計画と矛盾して土地改良の開発計画が策定されるということではまずいわけでございます。矛盾するならば調整しなければならぬし、矛盾しない北海道開発計画がそのまますよろしいということになるならば、当然土地改

期計画を政府として定める場合は、すでに北海道の第二次八カ年計画が、三十八年度から四十五年度に至るまでの計画が、これは三十七年の七月閣議決定されておるわけなんです。農林省にはその長期計画というものが明確にないわけですね。だから、あとから生まれる長期計画で全国的な計画を立てる場合は、先に生まれて進んでおる北海道関係のこの種の関連ある事業の遂行中の計画というものは、当然そのまま農林省としても計画の中にこれは組み入れられていかなければ、問題が生ずるのではないかと、当初から考へられるわけなんです。たとえば公共事業の場合には、道路整備の長期計画にしても、治山治水緊急措置による長期計画にしても、これらの計画を策定する場合は、主管大臣は北海道開発庁長官と協議して計画を策定する、こういうことが従来行なわれてきておるわけなんです。この点は、後日北海道開発庁長官の出席を求めて明らかにしておきたいと思つておるわけなんです。省としてこの点に關する方針を明確にしておいてもらいたいと思ひます。

良計画の中に長期計画を組み入れなければならぬ、こういふふうには私に考えておられます。矛盾しないで、調整して、閣議決定をして、よりよい計画で進めたい、こういふふうには思っております。

○芳賀委員 次に、先ほど大臣から、長期計画をつくる場合、少なくとも現在の農用地面積が減少しないことを最低の目標として進めていきたい、ということでありませう。そうしますと、農林省から先ほど出された資料に基づいても、昭和三十七年度には農地の転用、壊廃の面積が大体二万七千ヘクタールに及んでおるわけです。これは逐年増加の傾向があることは、大臣も御承知のとおりです。一方において二万ないし三万ヘクタールの農地の減少がだんだん進行していくことになるかと、一方においてやはりこれに見合う農用地の開発、造成というものが積極的に進められていかねばいけないと思つておられます。しかし、現在の状態を見ますと、なかなか三万ヘクタールに近い毎年毎年の新規の農用地造成は、いまの農林省の方針とか政府の考へては至難の点が多々あるわけですが、これが、これらの問題について、最低限度の目標というものを、現在の農用地の保有面積というものを割らないようにして、さらに農業の発展あるいは国民経済の要請にこたえて、これを拡大するということが当然必要なことになってくると思つておられますが、その点は間違いないですか。

○赤城國務大臣 まだ策定したわけではございませんから、十分申し上げかねますが、私は、いまの田畑既耕地、六百万町歩くらいですか、北海道ま

で入れて——これを割らないで、これを高度利用できるような方向に進めていくという基礎の上に立つてやっていきたい。草地等につきましても、これは、農用地におきましてもほとんど計画的にふやしていく、こういう線が当然出てくると思つておられます。そういう方針で検討していきたい、こう思つておられます。

○芳賀委員 次に、お尋ねしたいのは、今回の改正を通じて、草地の開発、改良あるいは農用地全体の保全事業を行なうということになるわけですが、これは従来から相当進んだ構想であることは間違いないわけですが、ただ問題は、土地改良法の中で、新なる草地の開発、造成等の事業を行なうのは、事業実施上妥当であるかどうかという問題は、議論の余地があると思つておられます。そういう問題を意欲的に取り上げたことだけでも前進であるといふふうにはわれわれは考へておるわけですが、しからば、草地の造成、開発をやる場合、その目標を何に置くかということに当然なるわけですが、言つてもなく、これは畜産農業の発展と見合つて、少なくとも飼料資源を国内において充足するということも最大の目標でなければならぬ。現在においても家畜の濃厚飼料の一年の消費量の六割程度を外国に依存しておる状態ですから、これは一日も早く脱却すべきであると思つておられます。そうすると、農耕地の改良とか造成と違つて、やはり畜産農業の発展に見合う要請にこたへるためには、どういふような計画と方針で草地の開発を行なうかということが、当初に明確にしておいてもらわなければならぬ点だと思つておられます。この点につ

いて、ある程度固まつた方針があれば、農林大臣から明らかにしてもらいたい。

○赤城國務大臣 全くその点もお話のとおりで、草地造成が目標なしに、畜産との見合いなしにただやってみただころで、これはあまり意味をなさない。どうしても畜産の自給飼料をどれくらい進めていくかという計画、あるいはまた畜産の頭数、そういう畜産行政上のいろいろな立場からの計画と見合つてこれは進めていくということになければならぬと思つておられます。そういう意味におきまして、草地造成を考へていくわけでありませうが、土地改良法におきまして、農業基本法におきまして選択的拡大の問題としての基盤の一つとして草地造成を強く取り上げていく。こういう意味におきまして、土地改良法の中にも、農用地として草地造成を入れたわけではございません。長期計画を立てる場合には、当然畜産の方面の計画とマッチするような形で計画をつくつていきたい、こう考へておられます。

われわれとしてはまことに了承のできない点であります。ちよつと法案審議のさなかですから、政府としてもやはり積極的に草地の造成事業といふものが必要であるというならば、他の開発事業と同じように、国の責任で行なうものは直轄事業として進めるといふ方針を明らかにしてもらつて、調査だけは国が行なうが、事業については都道府県あるいは団体でやりなさいという点については済まぬと思つておられます。この点については大臣から見解を明らかにしていただきたい。

○赤城國務大臣 確かに草地を造成する、あとはかつてに何かそこで畜産をやれというふうなことではいけないと思つておられます。草地の造成といふことを考へます場合には、先ほど申し上げましたように、飼養の牛の頭数とか、あるいは家屋とか人間とか、いろいろ開拓地的なもので総合されなくちゃならぬと思つておられます。そういう意味におきまして、非常に大き過ぎてそれがマッチしないといふような場合もあろうかと思つておられます。国営で大きなものをやれ、いまそこまでする段階であるかどうかといふことにつきましては、慎重に検討しなければならぬといふふうに考へておられますが、国営的な大きなものといふことは考へておられます。実情に応じて畜産の伸び及び地域的ないまの総合性等勘案しながら進めていく、こういう進め方において、長期計画の中にもそういうものを盛り込んでいく、こういう考へていくのが、現在におきましては適当な方法ではなからうか、こう考へておられます。

の土地改良等は、かん排事業にしても、開拓事業にしても、これは直轄で行なう事業の分は相当あるわけですが、したがつて、草地開発を同列に扱ふということであれば、その規模にもよりますが、非常に細かい規模の場合には、県営とかあるいは団体営といふこともあり得るとしても、主体的な開発とか改良事業といふものは、これは当然国家の責任で行なわなければ、その目的を達することはできないと思つておられます。それが国営でできないという事由があれば、明らかにしておいてもらいたい。これは大臣から直接……。

○赤城國務大臣 国営でやつてできないといふことではないと思つておられます。たとえば土地改良の五百万町歩、そういう大きなものを単独に草地造成して、そこに入るところの牛の頭数とか、あるいはそこへ移住して行くところの人とか、あるいは畜舎、住宅、こういうものを全部総合してやらなければ、単に草地だけを何百万町歩のところを一カ所に国営でやつたからといって、目的が達しないじゃないか。こういう意味におきまして、そう広い国営のようなものといふようなことは、いまあまり考へないでもいいのじゃないか、こういうふうには考へておられます。

○芳賀委員 何も私どもは一度に五百万町歩草地造成をやるとは言つてないのです。五百万町歩といふことになれば、現在の既存の農地が六百万町歩くらいですから、その飛躍的な馬力をかけてもらわなくてもいいわけですが、十カ年計画ですから、少なくとも最低百万ヘクタールくらいの草地の造成をやるかと、さらには、改良等を合せて二百万町歩を行なうとか、その程度で

す。しかし、それは別といたしまして、機構をどうするかというお尋ねだと思ひます。あるいは機械化公団の草地造成部門というか、そういうものを強化するのも一つの方法でありますし、あるいは新たに草地造成公団というようなものをつくるというようなことも一つの方法かと思ひます。公社のほうはなかなかこれは着想は悪くありませんが、実際の運営上、いままでの機械化公団の運営などから見ましても、はたしてうまくいくかどうかという検討事項もあろうかと思ひます。この点につきましては、さらに検討を加えていきたいと思ひます。

○芳賀委員 これはいすれにしても、事業主体が県であっても、あるいは団体であっても、機械を中心に開発しなければならぬということは、これは言うまでもないわけですから、そういう場合は、やはり国の意思というのが効率的に十分生かされるような、そういう事業の機構というものが必要になつてくると思ひます。特に北海道開発審議会等においては、いまこれをどうするかという問題が、草地開発の公共事業の伸展とあわせて、まだ明確な結論までは出ておりませんが、そういう段階に入つておる。畜産農業あるいは草地開発の主体的な地域という事になれば、やはり北海道が中心になると思ひますからして、こういう点についても、開発庁等の意見を徴するとか、また協議するような中において善処されるべきではないかと思ひます。

最後に一点ありますが、これは同僚委員からいろいろ指摘がありました。が、今後現在の農地の保有面積を確

保する、その中において農業の総生産を高めるといふことになれば、従来の改良事業といふものの重要性はますます出てくるわけでございますからして、そうなる、従来の補助方式、これらについても、やはり補助率とか負担区分といふものを再検討して、国として責任を負うべきものについては積極的に負担をふやす、補助率を高めるというようなことも必要であると思ひます。

〔長谷川(四)委員長代理退席、委員長着席〕

この点については農林大臣としてもお考えがあると思ひますので、お尋ねして、私の質問を終わらしていただきます。

○赤城国務大臣 そりいう面も当然問題になつてくることかと思ひます。十分検討を加えていきたいと思ひます。できることから改めていくことにしながら、検討を加えてまいります。

○高見委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

土地改良法の一部を改正する法律案の審査の参考にするため、参考人の出頭を求め、意見を聴取することにいたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

なお、参考人の人選並びに意見を聴取する日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。次会は明十六日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会